

令和6年度高砂市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（第2回）議事録【概要】

日時 令和6年10月18日（金）午後2時～午後3時30分

場所 高砂市福祉総合相談センター 2階会議室

1 開 会

- （1） 会長あいさつ
- （2） 委員及びオブザーバーの紹介

2 協議事項

- （1） 成年後見センター事業の状況について
- （2） 後見人支援について
- （3） 各機関からの報告事項について

3 その他

4 閉 会

協議事項（1）

成年後見支援センター事業の状況について

○委員（権利擁護センターばあとなあ兵庫）

成年後見支援センターでは、権利擁護に関する相談にどのような対応をしているのか。

○事務局（成年後見支援センター）

権利擁護に関する相談は、主に相続や死後事務、遺言等に関することなど専門的なものが多い。顧問契約をしている弁護士や関係の司法書士等に助言をいただき対応している。

○会長（成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

相談援助件数の643回は延べ回数か。また出前講座は、専門職団体への対応も可能か。

○事務局（成年後見支援センター）

初回相談者に対する支援回数で延べ回数を表している。専門職団体への出前講座は、センターの紹介や制度についての説明などセンター職員が対応できるものは出前講座として対応する。専門的な内容になる場合は、弁護士、司法書士など専門職を紹介させていただく。

○委員（高砂市）

出前講座の実施と市民向け研修会について、実施された後の振り返りや次へのフィードバックはできているのか。また、実施したものだけで良いのでこの場で共有いただきたい。

○事務局（成年後見支援センター）

受講後はアンケート調査を実施し、次回に生かせるよう講師にも報告している。今後、アンケート結果などは本協議会で共有させていただく。

○委員（兵庫県介護支援専門員協会）

要望ですが、介護支援専門員協会も研修会を定期的実施しているので、成年後見支援センターにも参加いただき連携を図りたい。

○会長（成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

その他の法人後見及び市民後見人の育成についての調査に関して、もう少し詳しい報告を聞きたい。

○事務局（成年後見支援センター）

明石市後見支援センターの実施する市民後見人の養成状況ですが、後見センターの委託を受けた2015年から2年に1回実施されており、現在、修了者が67人、内候補者名簿登録者が13人、市民後見人として活動している人数が5人と聞いている。明石市でも費用対効果を含め継続すべきかどうか検討課題となっていると説明を受けた。高砂市においても市民後見人の養成の必要性を含め検討していきたい。

○副会長（兵庫県弁護士会）

全国的に市民後見人養成に取り組む市町は多くあり、リカレント教育の場になっている。明石市は成年後見制度についても先駆的に取り組んでいるところだが、明石市の人口規模でも報告にあったような状況であれば、今後、高砂市で市民後見人養成に取り組むのならそういったことも念頭に置いておく必要がある。また、資料にある利用促進機能について、具体的な取り組みを聞きたい。

○事務局（成年後見支援センター）

利用促進機能として実施するもので、特に今年度から始めた受任者調整について、成年後見制度支援検討会議の中で、氏名まで指定をしていないが、弁護士、司法書士、社会福祉士など職種までの調整を実施している。これをもって裁判所に申立てする際の上申書に受任者として相応しい職種を記載し提出している。

○会長（成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

受任者調整について、今年度から検討会議で職種を決めることは円滑な申立てに役立っていると考えているが、家庭裁判所にとってはいかがですか。

○オブザーバー（神戸家庭裁判所）

高砂市からは詳細な上申書を提出してもらっているので、推薦依頼先は裁判官の判断で、ほぼ上申書どおりの団体に決定している。

○副会長（兵庫県弁護士会）

裁判所における成年後見センターとの連携で、これは良いという事例があれば教えていただきたい。また、受任者調整をしっかりとっていくことで申し立てから決定までが早くなることはあるのか。

○オブザーバー（神戸家庭裁判所）

5年ほど前は、成年後見制度利用について裁判所へ市民から直接の相談が多かったが、成年後見センターが設置されつつある現在は、かなり少なくなったと感じている。おそらく各地でこういった

活動がされるようになったことが理由ではないかと考えている。また、受任者調整による決定までのスピードは間違いなく速くなっている。年間では申し立て件数もかなりの数になるので受任者調整にかかる労力はかなり省かれている。高砂市からは上申書に受任者職種だけでなく職種決定に至った経緯などの詳細も記載があるので助かっている。

協議事項（２）

後見人支援について

○委員（権利擁護センターばあとなあ兵庫）

後見人支援について、具体的にどのような相談があったのか。

○事務局（成年後見支援センター）

親族後見人からの相談、親族後見人候補者も含めて、ご家族の成年後見人になる場合の申立て方法や、友人の任意後見人になっている方から今後の法定後見への移行方法、手続きについて教えて欲しいとの相談があった。専門職からの相談については、親子で違う司法書士が付いているケースがありそれぞれの司法書士にチーム会議に参加いただいて問題解決を支援したケースがある。

○委員（高砂市民生委員児童委員協議会）

三木市の交流会開催についての課題、意見で、後見制度利用者の人数はわかるが誰が利用しているかわからず連絡を取る手段がないとのことだが、直接の連絡はできないのか。

○事務局（成年後見支援センター）

個人情報の問題もあり、市内利用者の数は提供いただけるが、利用している人がどなたで、どこに住んでいるかはわからない。後見人に対し直接の案内、連絡ができないため広く広報していく必要がある。

○会長（成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

後見人も生活面の相談などは、裁判所よりも成年後見センターなどにしたいケースもあるかと思う。センターが利用者を把握しておく利点もあると考えるが、やはり裁判所からの名簿提供はできないのか。

○オブザーバー（神戸家庭裁判所）

他市からも同じような取り組みをしたいとの趣旨で要望があったが、プライバシーの問題があり提供できない。逆に高砂市民の方が裁判所に相談に来られた場合、成年後見支援センターを相談窓口として紹介しても良いか。

○事務局（成年後見支援センター）

成年後見支援センターのパンフレットやチラシを裁判所に置いていただき、市民が来られたらご紹介いただけるとありがたい。親族後見人からの相談は、直接お知らせする手段がないので、社協だよりや市政だより、ホームページなどで広報している状況だ。

○オブザーバー（神戸家庭裁判所）

個別の相談があったときは、成年後見支援センターの広報チラシをお渡し紹介する。

○会長（成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部）

交流会の開催について、事務局案はあるのか。

○事務局（成年後見支援センター）

三木市を参考に開催したい。後見人のみに間口を絞らずに医療、福祉関係者にも参加をいただき、そのなかで横の繋がりを作っていただけるような形にしたいと考える。

○副会長（兵庫県弁護士会）

後見人交流会は、後見人支援に関してどのような問題を解決しようとして実施するのか。

○事務局（成年後見支援センター）

基本計画にもあるが後見人支援について、交流会開催が明記されているが実施できていない。親族後見人同士の繋がりがなく、横の繋がりを作るという意味からも交流会という形で実施をしたい。

○副会長（兵庫県弁護士会）

後見人が交流会の開催を希望しているので実施するというのは良いことだと思うが、計画にあるからするというのであれば、しないという選択肢もあるのではないか。

○委員（権利擁護センターばあとなあ兵庫）

基本的に専門職は、所属する団体の中で相談、解決できる体制があるので専門職後見人には交流会は必要ないと考える。開催するのであれば対象者も門戸を広げるよりある程度絞ったほうが良いのではないか。

○事務局（成年後見支援センター）

後見人には、専門職後見人だけではなく親族後見人もいる。横の繋がりをつくる、専門職や福祉、医療関係者と顔見知りになる機会として考えると意味がある事業ではないかと思う。

三木市においても開催方法等に関しては悩みながら実施していると聞いた。今日いただいたご意見を参考に事務局で検討したい。

協議事項（3）

各機関からの報告事項について

質疑応答なし

その他について

第3回ネットワーク協議会は、令和7年2月12日（水）14時から開催する。